

# 多摩支部ってどんなところ？

——多摩支部 連載——

## 第1回 多摩支部ってどんなところ？

東京弁護士会多摩支部前支部長 小松 雅彦 (36期)



### 1 多摩支部の現状

東弁の会員にも多摩支部をよくご存じない方は多いと思います。

多摩地区は面積約1160km<sup>2</sup>、23区（約628km<sup>2</sup>）の約2倍です。人口は約420万人で23区（約948万人）の約45%。自治体は26市、3町、1村。

弁護士は800人弱。支部会員は578人。三會会員のわずか2.8%です。多摩に事務所のある弁護士も支部に全員は加入してはいません。ちなみに支部会員は東弁330人、一弁72人、二弁176人です。東京三會それぞれに多摩支部があり、三會の支部役員（合計10名）も委員会もまさに一緒に活動しています。事務局も三會から合計10名派遣され、東弁からの派遣は4名です。支部会館は高松駅近くのビルの2階で、事務室、会議室、ホール、図書室、会員控室等があります。

法律相談センターは立川と八王子と町田にあります。赤字の問題もあり今後のあり方について議論がされています。

かつて八王子に弁護士会館がありました。多摩地域の弁護士が資金を出し合い作り、後に三會が購入しました。裁判所の八王子から立川への移転を契機に利用頻度が減り、2019年度に売却が地域のため有効活用するかで本会と支部で深刻な議論が起き、結局会館は売却されました。

多摩支部には多くの委員会、PT、WGがあり活発に活動しています。たとえば、刑事弁護委員会は「日本一の刑事弁護」を目指しています。高齢者・障害者委員会は地域の社協との連携が強く裁判所からも強い信頼を得ています。法教育委員

会のいじめ予防授業は全国から注目されています。子どもの権利に関する委員会は子どものLINE相談などユニークな活動をしています。支部は多摩の多くの自治体等（18市、8社協）と信頼関係を作り、自治体・社協の法律相談に多数の弁護士を派遣しています。この大変な業務を法律相談委員会が担当しています。

最近若手会員が多摩地域でも増加し委員会活動を生き生きと行っています。

多摩支部の会計は最終的には全て本会が決めています。10万円を超える支出については、本会の事前の承認が必要です。また収入も支出も三會本会が協議して取得・支出割合を協議するという複雑な仕組みです。

### 2 緊急事態宣言と多摩支部

(1) 昨年4月7日、新型コロナウイルス感染拡大防止のための緊急事態宣言が発令されました。前日の本会三會の災害対策の会議で4月8日より多摩支部事務局員全員の出勤停止及び多摩支部会館の閉鎖が決定されました。支部役員会には事前の相談なく支部は大混乱し支部の業務は相当部分が停止しました。ただし刑事弁護の国選・当番等の配点業務は、担当職員が東弁本会に出勤して継続しました。

また立川、町田の法律相談センターも4月8日より業務を休止しました（八王子法律相談センターは移転のため休止中でした）。支部で実施している各種専門相談も4月8日から業務を休止しました。自治体・社協の法律相談も4月8日から

休止しました。しかし支部が各自治体等に通知して同意を取り付けることはできませんでした。

- (2) やむなく4月8日より支部役員が担当する電話による自治体緊急法律相談を実施しました。後に担当を90名に拡充し、6月30日まで実施し合計350件の相談がありました。様々な法律相談が停止している中、多くの市民がこの相談を利用しました。子どもの権利に関する委員会は、子どもの悩み事相談が休止したので4月22日より5月31日まで緊急子どもLINE相談を実施しました。また各委員会や弁護士有志が、各種専門相談の代替手段としての緊急法律相談を立ち上げて法律相談を実施しました。
- (3) 立川、町田の法律相談センターの法律相談は6月3日から電話による無料法律相談の方法により業務を再開しました（八王子センターは、八王子会館売却により縮小移転し、ようやく10月26日再開しました）。多摩支部事務局は6月8日に業務を再開しました。各種専門相談は6月15日より順次再開されました。
- (4) 会館閉鎖、事務局出勤停止、電話・FAXの不通等で自治体等に大きく迷惑をかけました。委員会活動も非常に制約されました。当初は役員すらも事務局と十分に連絡が取れず、会館にも自由に出入りができませんでした。一番最初の会議はメーリングリストを使いました。皆大変困っていましたが、Zoomを利用して委員会を開催したり、自主的な相談を立ち上げたり創意工夫をこらしました。
- (5) 支部再開後も部屋の人数・時間制限もありほぼ正常化したのは7月ごろです。

### 3 多摩支部の今後の課題

#### (1) 本庁化・本会化の問題

裁判所立川支部は全国でも有数の事件数です。しかし行政事件、簡裁の控訴事件が扱えません。司法行政上の決定も本庁が行うので地域の実情に合った判断が独自にできません。IT化も極めて遅れています。支部の本庁化が求められます。

弁護士会多摩支部も前記の通り会計が本会から独立していないという問題があります。事務局も三会本会がそれぞれ雇用しています。支部の重大事項の決定権は本会にあり、またそれぞれ三会の決定が必要です。八王子会館の売却問題では、高く売却しようという本会と地域の拠点とするため地域の弁護士で作る会社に売却しようという支部とで対立しました。しかし支部の意見は通りませんでした。八王子法律相談センター移転が遅れたことも、本庁化・本会化の進展が遅れていることも、本会の足並みの不揃いも背景にありました。

多摩地域の弁護士がさらに地域住民・自治体の要請に十分に応え、また地域の弁護士の要請にも十分に応えるためには多摩支部が東京三弁護士会の3つの支部の連合体ではなく、単一の「多摩弁護士会」になる必要があります。

#### (2) 全員加入の問題

前記の通り、多摩に事務所を持つ弁護士の全員が多摩支部に加入しているわけではありません。広い地域でさほど弁護士が多くない状況で、支部が地域住民・自治体の法的要請に十分応えるために全員加入が求められます。